

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起き日は、  
が休日には、  
の翌日)

## 目次

◆教委規則 鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

## 教育委員会規則

鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

## 教育委員会規則第十四号

鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

則

鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則(昭和五十年二月鳥取県

教育委員会規則第一号)の一部を次のように改める。

題名中「定時制課程」の下に「及び通信制課程」を加える。

第一条中「県内の」を削り、「定時制の課程に在学」を「定時制の課程又は通信制の課程に在学」に改め、「定時制課程」の下に「及び通信制課程」を加え、「定時制の課程への」を「定時制の課程及び通信制の課程への」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条第三項の規定による文部大臣の承認に係る監督庁の認可を得た高等学校の通信制の課程(以下この号において「広域通信制高等学校」という。)に在学していること。ただし、広域通信制高等学校に在学している者にあつては、県内に住所を有していること。  
第二条第二号中「扶養」を「扶養親族と」に改め、同条第三号中「失業保険法(昭和二十二年法律第二百四十六号)第三条第一項」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第四条第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 通信制の課程に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校において定められた卒業までに修得させる各教科に属する科目及びその単位数並びに各教科以外の教育活動並びにそれらの授業時数を原則として、四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であつて、年間二十単位以上の単位数を履修していること。  
第三条第一項中「三千円」を「五千円」に改める。  
第四条中「定時制課程」の下に「及び通信制課程」を加え、同条第二号

中「扶養」を「扶養親族と」に改める。

第八条第二項を次のように改める。

2 修学奨励金の貸与を受けている者が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる期間中、修学奨励金の貸与を休止する。

休学し、又は長期間にわたって欠席し、若しくは学習を中断き。当該休学し、又は欠席し、若しくは学習を中断した期間

一定時制の課程に在学している者が進級又は卒業ができないなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。当該同一学年を重ねて履修する期間（前年度以前の同一学年において修学奨励金の貸与を受けなかつた期間に相当する期間を除く。）

第九条及び第十一條第三項中「定時制課程」の下に「及び通信制課程」を加える。

第十三条中「扶養」を「扶養親族と」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条第一項第一号中「欠席し」の下に「若しくは學習を中斷し」を加え、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(報告)

**第十四条** 通信制の課程を置く高等学校の長は、修学奨励金の貸与を受け

てはいる者が第二条第五号の要件を欠くに至つたときは、直ちに、その旨

今後の履修計画を記載した報告書を教育委員会に提出しなければならぬ  
い。

「高等學校字時制謂之日課，以日為單位，其時間為一日八小時。」

制課程」心、在学高等学校（分校）定時制

課程 科第 學年 班 在學 高等學校 高等學校(

分校) 定時制課程  
通信制課程  
科 第 学 年 入 学  
之 指 定 日。

在 学 高 校	高等学校（分校）定期 生徒簿
---------	-------------------

在学高等学校	高等学校
学年	科第
制課程	高級学校
学業成績評定平均値	中学校

(分校) 定時制課程 科第 学年  
                     通信制課程 科第 年入学

高等学校  
「高等学校定期制課」

「信制課程」に改め。

様式第六四「（第14条関係）」と「（第15条関係）」は略記。

様式第七中「(第14条関係)」や「(第15条関係)」に、「定時制課程」を「定時制課程及び通信制課程」に改める。

様式第八号中「(第14条関係)」や「(第15条関係)」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定（第三条第一項を除く。）は、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則第三条第一項の規定は、昭和五十一年四月一日以後に高等学校の定時制の課程の第一学年又は通信制の課程の第一学年次に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなつた者を含む。）に係る高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金（以下「修学奨励金」という。）から適用し、昭和四十九年四月一日又は昭和五十年四月一日に高等学校の定時制の課程の第一学年に入学した者（昭和四十九年四月一日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなつた者を含む。）に係る修学奨励金については、なお従前の例による。